

宇都宮大学大学院工学研究科学位授与審査委員会内規

制 定 平成16年3月17日
一部改正 平成19年1月16日
〃 平成22年5月25日

(趣旨)

第1条 この内規は、工学部・工学研究科教授会内規第3条第7項の規定に基づき、工学研究科学位授与審査委員会（以下「審査委員会」という。）に關し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 審査委員会は、大学院工学研究科博士後期課程の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、工学研究科博士後期課程の授業を担当する助教授、専任講師、客員教授及び客員准教授を加えることができる。

(審議事項)

第3条 審査委員会は、大学院工学研究科博士後期課程における学位の授与に関する事項を審議する。

(運営)

第4条 研究科長は、審査委員会を主宰し、その議長となる。

- 2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名する者が議長となり、その職務を代行する。
- 3 研究科長は、構成員の3分の1以上から審査委員会に付する事項を示して申し出があったときは、審査委員会を招集しなければならない。

第5条 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 審査委員会の審議は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 審査委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聽くことができる。

(専門委員会)

第7条 審査委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に關し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 審査委員会に関する庶務は、工学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この内規は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 宇都宮大学大学院工学研究科学位授与審査委員会内規（平成14年6月25日制定）は廃止する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成22年7月1日から施行する。